

平成30年12月10日

文京区長 成澤 廣 修 様



文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会 長 内 山 忠 明



平成30年11月12日付30文総総第882号による平成30年度諮問第2号について、次のおり答申します。

答 申

1 諮問事項

母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由

実施機関は、様々な母子保健事業を通じて、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、それぞれの情報を共有することにより、妊産婦や乳幼児等に対して、健康の保持及び増進に関する施策を講じているところである。そのうち、相談事業を通じて、思想、信条、宗教、犯罪歴の情報といった文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「条例」という。）第7条に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）が、相談者から寄せられ、必要に応じて収集する場合があります、収集したこれらの情報を多角的・総合的に判断し、支援につなげているということである。

こうした業務をシステム化することにより、迅速な区民対応や妊娠時からの切れ目ない支援の提供が可能となることを踏まえると、収集禁止事項を母子保健システムに記録することは、合理性があり、妥当なものと認められる。

次に、近年、重篤な児童虐待事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっている中、母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであり、予防接種の受診状況が確認できない際に予防接種管理システムの情報を目的外利用することは、児童虐待の発生予防、早期発見のため、合理性があり、妥当なものと認められる。ただし、母子保健事業において取り扱う個人情報は、収集禁止事項をはじめとして、プライバシー性の高い機微情報であることから、収集した個人情報の運用については、格段の注意を払うよう努められたい。